

佐賀県告示第四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十四年二月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

武雄市西川登町大字神六字長蓮和二九〇三五の一、二九〇三五の二、二九〇三九の一、二九〇三九の二、二九〇四〇、二九〇四一、二九〇四二の一、二九〇四三の一、二九〇四六、二九〇四七、二九〇四八の一、二九〇四八の二、二九〇五〇、二九〇五二の一、二九〇五三の一、二九〇五四から二九〇五六まで、二九〇五八、二九〇五九の一、二九〇六一の一、二九〇六二、二九〇六三の一から二九〇六三の三まで、二九〇六六の一、二九〇六七の一、二九〇七六の一、二九〇七九の一、二九〇七九の二、二九〇八〇、二九〇八二の一、字杵島山二九〇九五、二九〇九八の二、二九一〇〇、二九一〇六、二九一一〇、二九一一九の一、二九一一九の二、二九一六九の一、二九一六九の二、字川良田二九二一一、二九二二二の一、二九三〇一、二九三一九の三、二九三二六、二九三二八の一、二九三二八の二、二九三三一の一、二九三四九、二九三五二の三、二九三五五、二九三五七の二、二九三六六の二、二九三六七、二九三六八の二、二九三六九、二九三七八、二九三七九、二九三八〇の一、二九三八七、二九三八九、二九三九二から二九三九四まで、二九三九六の二、二九三九六の三、二九三九七から二九三九九まで、二九四〇三、二九四一三、二九四一四、二九四一六、字岳二九四七〇、二九四七二、字村内二九五四九、二九五五一、二九五五三、二九五五五、二九五五六の一、二九五五八の一、二九五五八の二、二九五五九、二九五六〇の一、二九五六七の一、二九五七一、二九五七二、二九八二〇、字蕪元二九八二一、二九八

二二、二九八二四、二九八三四、二九八三五の二、二九八五一、二九八五三、
二九八五五から二九八五八まで、二九八六二、二九八八六、二九九三二、二
九九三三、字笹元二九九四九、二九九五〇、二九九五二の一、二九九五二の
二、二九九六三の一、三〇〇六九、三〇一一九、三〇一二一の一、三〇一二
六、三〇一二七、三〇一二九の一、三〇一三四の三、三〇一三四の四、字蕨
原三〇三七五、三〇三七六

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町
に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備
課及び武雄市農林商工課に備え置いて縦覧に供する。)